

平成28年7月15日

「非常変災等における授業措置等」(抜粋)

I 非常変災等

- 1 非常変災とは、風水震火災、暴風雨積雪、交通機関のストライキ、伝染病のまん延のおそれのある場合等をさす。
- 2 非常変災等が発生すると予想される場合には、以下に規定するように対応する。

II 暴風雨

- 1 暴風雨が発生した場合又は発生すると予想される場合は、次のように対処する。
- 2 当日の午前6時30分現在、松戸市に大雨警報及び暴風警報が発令されていない場合は、平常授業とし、授業開始時刻等については気象状況、登校状況等に基づいて判断・決定する。
なお、この確認は、当日の午前6時30分における気象庁が発表している気象情報による。
(「当日の午前6時30分現在」という場合、以下同様。)
- 3 当日の午前6時30分現在、松戸市に大雨警報又は暴風警報が発令されている場合は、自宅で待機して様子を見る。
 - (1) 当日の午前10時現在も、松戸市に大雨警報又は暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とする。
なお、この確認は、当日の午前10時現在における気象庁が発表している気象情報による。
(「当日の午前10時現在」という場合、以下同様。)
 - (2) 当日の午前10時現在、松戸市の大雨警報及び暴風警報がともに解除されている場合は、原則として、当日の4限目以降の授業を行う。なお、授業開始時刻等については、気象状況、登校状況等に基づいて判断・決定する。また、生徒には、当日の授業の準備をし、十分安全を確保しながら登校するよう事前に注意を与えておく。
 - (3) 松戸市に大雨警報及び暴風警報が発令されていないで、自宅の所在地に大雨警報又は暴風警報が発令されている場合は、保護者と相談して安全を確認し、登校できるかできないかを判断するものとする。登校する場合は安全に十分注意すること。
※ 警報の確認は、それぞれの時刻前後における気象庁の気象情報を、インターネット、データ通信等によって行うものとする。
- 4 平常授業実施中に、松戸市に大雨警報または暴風警報が発令された場合は、気象状況等に基づいて判断・決定する。
- 5 交通機関の混乱等により、やむを得ず登校できない場合は、公欠扱いとする。

※学校の対応については、本校WEBページ <http://cms1.chiba-c.ed.jp/matsudokokusai-h/>でもお知らせしています。

なお、臨時休校・自宅待機等の場合は、緊急配信メールでもお知らせする予定です。